

がん患者ウィッグ等購入助成事業補助金に関するQA

1. 全般事項		
(1)	この制度は何回まで利用できるか。	利用できるのは1人につき1回限りとなっています。 1回利用された方は、年度が変わった場合や、再発した場合も利用いただくことはできません。
(2)	申請の期限はいつまでか。	購入した日から1年以内に申請いただく必要があります。
(3)	ウィッグや乳房補正具など、それぞれについて1回利用できるのか	ウィッグや乳房補正具など、まとめて1回限りの利用となります。 複数回の申請はできないため、補助対象となるものは、まとめて申請いただきますようお願いいたします。
(4)	申請できるウィッグ及び乳房補正具は、それぞれ1人1つまでか。	購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。 別日に別店舗で購入したものでも対象となります。 ただし、1回にまとめて合計額で申請してください。
(5)	過去に三重県や他県、他市町で同様の補助を受けたことがあるが、申請は可能か。	可能です。令和8年4月1日以降のものが対象です。
(6)	対象者本人が申請できない場合、代理で申請できるか。	原則として、対象者ご本人様に申請をお願いしておりますが、やむを得ない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。 その場合は、交付申請書の中の「委任状」をご記入ください。 また、添付書類のうち本人確認書類については、対象者ご本人のものに加え、代理人である申請者の分も必要となります。
(7)	対象者が未成年の場合はどうすればよいか。	対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。その場合、委任状は必要ありません。
(8)	対象となるがんとは、どのような疾患か？	本補助金における「がん」とは、がん登録等の推進に関する法律に準じるものとします。 (1) 悪性新生物及び上皮内がん (2) 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 (3) 次に掲げる卵巣腫瘍 ア 境界悪性漿しよ 液性乳頭状のう胞腫瘍 イ 境界悪性漿液性のう胞腺腫 ウ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 エ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 オ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 カ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 キ 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 (4) 消化管間質腫瘍
2. 対象者について		
(1)	四日市市内に住んでいるが、住民票は他市町にある。この場合は対象になるか。	四日市市内に住所を有する方を対象としていますので、他市町に住所を有する方は対象となりません。
(2)	年齢制限はあるか。	年齢制限はありません。 18歳未満の方も対象となりますが、申請者は保護者の方となります。
(3)	対象者は女性に限定されるのか。	性別による限定はありません。
(4)	これから化学療法や放射線治療を受ける予定で、その前にウィッグを購入したいが、対象となるか。	【ウィッグなど】 脱毛症状等が想定される抗がん剤治療等を受ける予定であることがわかる書類（治療方針計画書等）の写しを提出いただくことで、治療開始前でも申請可能です。 【乳房補正具】 治療後の状態に応じて調整して購入するものとなりますので、治療後に申請してください。

(5)	過去にがんの治療を受けて、現在は寛解しているが、治療中に抜けた毛髪は回復していない。この場合でもウィッグを購入すれば対象となるか。	対象となります。 過去にがんの治療を受けたことがわかる書類をご準備いただき、申請してください。
3. 対象経費について		
(1)	医療用ウィッグのみが対象となるのか。また、医療用帽子は対象外となるのか。	医療用ウィッグではないウィッグも対象となります。 また、医療用帽子やケア帽子といった、がん患者向けとされている帽子やターバンも対象となります。
(2)	全頭用のウィッグのみが対象となるのか。	全頭用に限らず、部分用ウィッグも対象となります。
(3)	ウィッグの付属品は対象となるのか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するためのネットは対象となります。 それ以外の付属品（ウィッグのスタンド）や日常的なケア用品（クリーナー、ブラシなど）等は対象となりません。
(4)	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象となるか。	購入費用が対象となりますので、レンタル費用は対象となりません。
(5)	サイズ調整やカット代は対象となるか。	ウィッグの購入と合わせて行われるカット等は対象となります。 ウィッグの購入先とカット等を行う理美容室等が異なる場合は、それぞれの領収書を添付いただく必要があります。 なお、寄附等により、無償でウィッグを入手された場合のカット等も対象となります。
(6)	乳房補正具は、乳がんによるものに限られるのか。例えば、皮膚がんにより乳房を切除した場合はどうか。	乳がん以外でも、がん治療による外見の変化をカバーする乳房補正具であれば対象となります。
(7)	乳房再建手術を行ったが、その費用は助成対象となるのか。	対象となりません。 乳房補正具の購入費用が対象となります。
(8)	「その他爪などに生じる症状を予防または補完するもので知事が必要と認めるもの」とはどのようなものか。	抗がん剤による爪の変色・変形を予防するフローズングローブやフローズンソックスが対象となります。
(9)	弾性グローブなど、弾性着衣は対象となるか。	療養費の支給対象になるものなど、他の制度で補助を受けられるものは対象外です。
4. 補助金額について		
(1)	対象になるのは、消費税込みの金額か。	消費税込みの金額です。
(2)	クーポンやポイント利用分は補助対象経費となるのか。	対象となりません。 購入費用からクーポンやポイント利用額を差し引いた金額が補助対象となります。
(3)	インターネットやクレジットカード決済で購入した場合は補助対象経費となるのか	クレジットカード決済等で付与されたポイントについて、1ポイント当たりの金額換算が可能であって、当該ポイント相当額を補助対象経費から減額できる場合に限り、補助対象となります。 提出書類から購入によって付与されたポイント相当額を算定できない場合は、補助対象経費として認めない、あるいは、購入によって付与された可能性のあるポイント全てを最大で補助対象経費から差し引くことがあり得ます。
(4)	通信販売で購入し、送料や振込手数料がかかった場合は補助対象経費となるのか。	対象となりません。

5. 申請方法・申請書類について		
(1)	申請書の提出先はどこか。	四日市市保健所（四日市市役所）保健企画課です。
(2)	申請書は持参する必要があるのか。	持参または郵送にて申請いただけます。 【郵送先】 〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号 四日市市役所 保健企画課 企画係
(3)	申請書に押印は必要か。	申請書に押印は必要ありません。 ただし、委任状は押印または自署をお願いいたします。
(4)	領収書に必要な記載事項は何か。	領収書には、宛名（申請者名または補助対象者の氏名）、購入日、購入金額、購入明細（金額の内訳）、領収書発行者の名称の記載が必要です。 金額の内訳の記載がない場合は、レシートや領収内訳書、保証書など、購入内容が確認できるものを併せてご提出ください。
(5)	インターネットやクレジットカード決済で購入したため、領収書が無い場合はどうしたらよいか。	まずは購入店に領収書を発行してもらうように依頼してください。 難しい場合は、受注メールや納品書の写し、クレジットカードの利用明細書などにより、購入店、購入日、購入金額、購入明細（金額の内訳）、購入店舗、購入者がわかるものをご提出ください。 なお、クレジットカード決済等で付与されたポイントについて、当該ポイント相当額が補助対象経費から減額されます。
(6)	クレジットカード決済で購入した場合、領収書以外に、購入したことがわかる書類が必要か。	領収書のほか、クレジットカードの利用明細書や利用代金が引き落とされた通帳の写し等の書類、付与ポイントのわかる書類の提出が必要です。口座からの引き落としをもって支払い完了とみなします。
(7)	がんの治療を受けているまたは過去に受けていたことを証明する書類とはどのようなものか。	医療機関が発行する領収書の診療明細書、入院や外来治療計画書、がん医療連携クリティカルス、おくすり手帳などの写しをご提出ください。 なお、補助対象者の氏名、日付、病名や抗がん剤の使用、乳房に対する外科的治療等の記載がある部分をご提出ください。
(8)	おくすり手帳の写しを提出する場合、どのページが必要か。	抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページの写しが必要です。吐き気を抑える薬や便秘薬、副作用を抑える薬飲みでは証明書類となりません。
(9)	現住所及び生年月日が確認できる書類とはどのようなものか。	運転免許書や運転履歴証明書の写し、マイナンバーカードの表面（マイナンバーの記載がない面）の写し、マイナンバーの記載がない住民票の写しをご提出ください。
6. 補助金の振込について		
(1)	申請から振込までどのくらいの期間がかかるか。	申請書を受理してから1か月から1か月半ほどで交付決定の送付と、申請書に記載の口座へ振込を行います。 申請書に不備があった場合や、申請内容について追加で確認を行った場合には、さらに時間がかかることがあります。